

スーパーグローバルコースの実施及び運営に関する内規

平成 28 年 1 月 13 日

スーパーグローバルコース実施運営協議会決定

(趣旨)

第 1 この内規は、京都大学におけるスーパーグローバルコースの実施及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施単位)

第 2 スーパーグローバルコースの実施単位は、京都大学学際融合教育研究推進センター（以下、「学際センター」という）に置かれるスーパーグローバルコース数学系ユニット、化学系ユニット、医学生命系ユニット及び人文・社会系ユニット並びに医学研究科社会健康医学系専攻及び環境学系分野コース及び社会健康医学系コース（以下「ユニット等」という。）とする。

2 各ユニット等の組織は、当該組織学際センターの定めるところによる。

~~3 各コースには長を置き、本学の教員をもって充てる。~~

~~4 各コースの長は、各コースの事務を掌理する。~~

(目的)

第 3 各ユニット等及びコースは、大学院教育のグローバル化を推進する体制を整備するとともに、海外大学との連携・協力関係の強化を図り、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的とする。

(任務)

第 4 各ユニット等及びコースは、その教育上の目的を達成するため、スーパーグローバルコースに係る次の各号に掲げる事項を行う

ものとする。

(1) 履修者の選抜に関すること

(2) 体系的な教育課程の編成、教育方法及び実施体制の整備に関すること

(3) 履修者の修了に関すること

(4) 教務に関する記録の作成及び管理に関すること

(5) その他スーパーグローバルコースの実施運営に関すること

2 各ユニット等及びコースの長は、履修者の選抜方法、実施体制、教育課程及び修了要件をスーパーグローバルコース実施運営協議会に報告するものとする。

(事務)

第 5 各ユニット等及びコースの統括事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。

2 各ユニット等及びコースの事務は、各ユニット等及びコースの長が指定する部局事務において処理

する。

(その他)

第 6 この内規に定めるもののほか、各ユニット等及びコースの実施及び運営に関し必要な事項は、各ユニット等及びコースの長が定める。

附 則

この内規は、平成 年 月 日から施行する。

制 定 理 由

本学におけるスーパーグローバルコースの実施及び運営に関し、本コースを実施する実施単位をはじめ、必要な事項を定めるため、この内規を制定しようとするものである。